

議案第 20 号令和 4 年度旭川市一般会計補正予算とこれに関連する議案
に対する附帯決議について

議案第 20 号令和 4 年度旭川市一般会計補正予算とこれに関連する議案に対して、別紙のと
おり附帯決議案を提出する。

令和 4 年 10 月 7 日

旭川市議会

議長 中 川 明 雄 様

提出者 旭川市議会議員

ひぐま としお

蝦 名 やすのぶ

塩 尻 英 明

高 木 ひろたか

菅 原 範 明

まじま 隆 英

石 川 厚 子

品 田 ときえ

もんま 節 子

松 田 たくや

安 田 佳 正

中 村 のりゆき

議案第 20 号令和 4 年度旭川市一般会計補正予算とこれに関連する議案
に対する附帯決議

議会における質疑の内容を踏まえ、いじめ防止等対策委員会の調査報告書を検証し、同検証結果を踏まえて、市長部局として、速やかに行政内部の意思決定手続を行うこと。

また、再調査の実施に当たっては、同報告書の内容を踏まえ、調査の透明性を保持しつつ真相を明らかにするべく、必要かつ十分な資料収集が実現されるよう努めるとともに、適宜、議会に報告すること。

いじめ問題再調査委員会の設置に当たっては、調査対象者と利害関係のない、公平・公正・中立な人選を行うこと。

以上、決議する。

旭 川 市 議 会